

2018年 法改正 労働安全衛生法

則51条(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)3項追加

平成29年6月1日施行

追加箇所

1 健康診断の結果に基づく医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。(一般健康診断)

- ① 健康診断が行われた日から3月以内に行うこと。
- ② 聴取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

2 自ら受けた健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。(自発的健康診断)

- ① 当該健康診断の結果を証明する書面が事業者¹に提出された日から2月以内に行うこと。
- ② 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

[問題]

1 健康診断の結果に基づく医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。(一般健康診断)

- ① 健康診断が行われた日から[①]以内に行うこと。
- ② 聴取した医師又は歯科医師の意見を[②]に記載すること。

2 自ら受けた健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。(自発的健康診断)

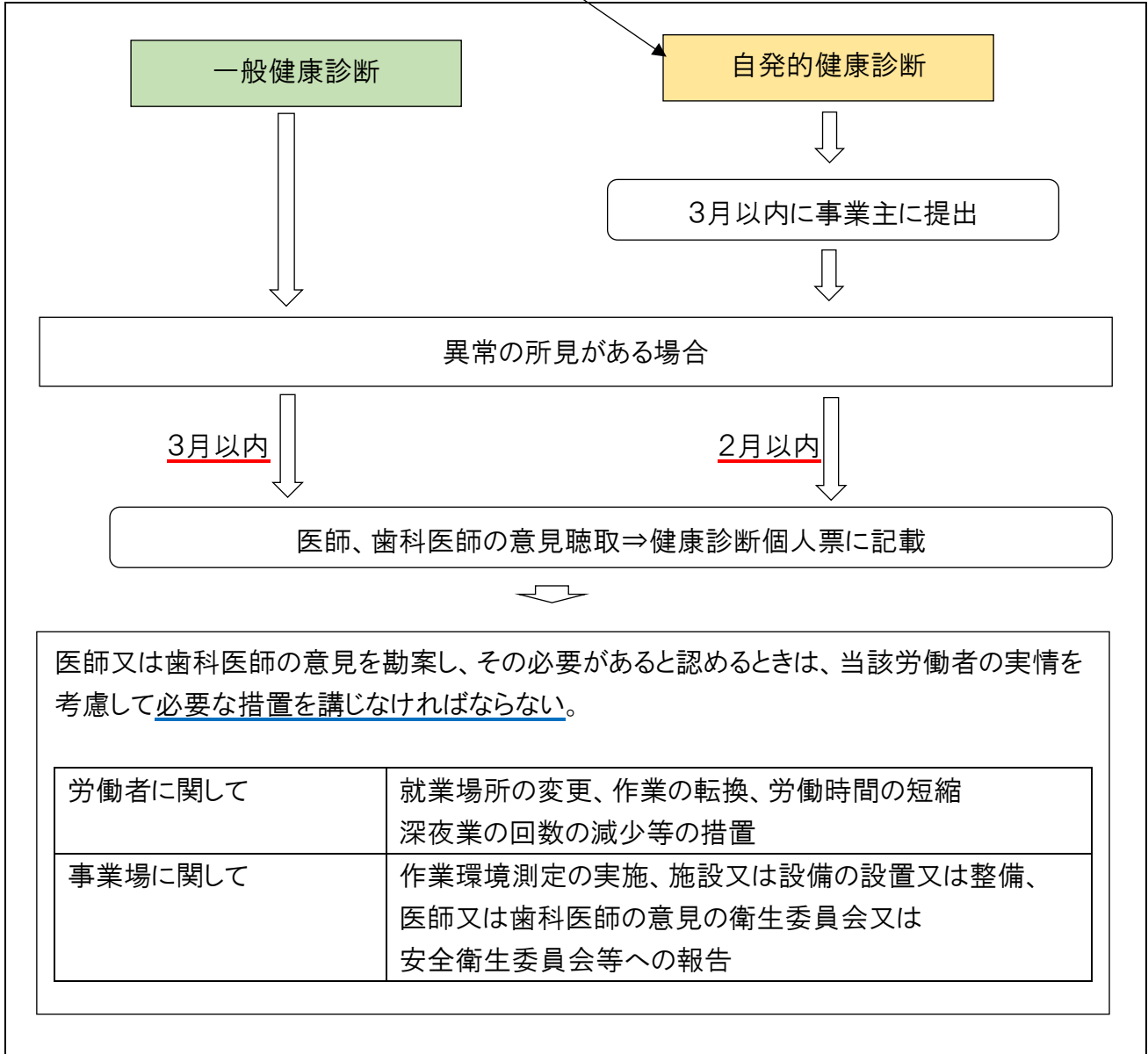
- ① 当該健康診断の結果を証明する書面が事業者¹に提出された日から[③]以内に行うこと。
- ② 聴取した医師の意見を[②]に記載すること。

3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる[④]を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

①3月 ②健康診断個人票 ③2月 ④労働者の業務に関する情報

深夜業に従事する常時使用される労働者で、
 自発的健康診断を受けた日前6カ月間を平均して1カ月あたり4回
 以上深夜業に従事した労働者が自発的に受けた健康診断

[条文図解]



医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して必要な措置を講じなければならない。

労働者に関して	就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮 深夜業の回数の減少等の措置
事業場に関して	作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、 医師又は歯科医師の意見の衛生委員会又は 安全衛生委員会等への報告